

令和2年4月17日

市内各小中学校
保護者 様

瑞穂市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる臨時休業の延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかわり、4月7日（火）から5月6日（水）までの期間を臨時休業としましたが、「緊急事態宣言」の対象地域の全国拡大と岐阜県が「特定警戒都道府県」に位置付けられた状況を踏まえ、瑞穂市内小中学校においては、下記のように対応いたします。

児童生徒一人一人の健康を守る上で、そして今後国内での感染拡大をできる限り抑える上で、ご家庭での感染症対策についても徹底していただくようお願いします。ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1. 臨時休業期間

- ・令和2年5月31日（日）まで

2. 入学式・始業式について

- ・入学式・始業式は、6月1日（月）に実施する予定です。
- ・入学式は、新入学児童生徒、保護者（1家庭につき1人）、教職員で行います。
- ・詳細については、後日各学校から連絡があります。

3. 学校登校時のお願い

- ・登校前の検温・風邪症状の確認を確実に行って下さい。
※熱や咳等、体調が悪い場合は、無理せず休むようにして下さい。
- ・マスクの着用をお願いします。
- ・児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、自宅で療養して下さい。その場合は「欠席」ではなく、「出席停止」の扱いとなります。

※今後も、瑞穂市教育委員会学校教育課ホームページまたは各学校のホームページで随時お知らせいたしますので、ご確認下さい。